大田区こども未来部保育サービス課
令和8年度運営費（公定価格・法外援護費）に係るFAQver7（令和8年10月30日時点）

No.	対象事業	分野	問	答
1	保育体制強化事業 保育補助者雇上強化事業	事業期間	保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業は単年度事業なのか。	単年度事業となります。 区としては、当該事業を持続可能な仕組みとするため、令和8年度の実施状況を踏まえた効果検証を行い、令和9年度以降も保育士の負担軽減等を図るための事業実施が可能となるよう検討して参ります。
2	保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業	優先度	公定価格の各種加算（療育支援加算等）を取得せず、補助金の対象職員として申請することは可能か。	公定価格の各種加算が優先となります。 補助金の対象職員として申請するために、公定価格の加算(職員増員)の適用申請を控えるといった運用は想定していません。
3	保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業	対象職員	派遣職員も対象となるか。	派遣職員も対象となります。
4	保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業	対象職員	法人本部の職員や役員が兼務している場合も、対象となるか。	対象外となります。
5	保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業 【追加】	対象職員	職員１人に対して、保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業の２事業を併用することは可能か。	併用はできません。
6	保育体制強化事業・保育補助者雇上強化事業 【追加】	対象職員	交付申請書を提出した後に、保育補助者・保育支援者等を新たに雇用したため、補助対象経費が増える見込みとなった。 申請額に追加することは可能か。	令和8年度については、12月上旬～中旬に、交付申請額を変更するための機会を設ける予定です。 再申請時点で雇用している対象者に係る経費は、追加して申請できます。 手続きや提出期限などは、改めてお知らせします。
7	保育体制強化事業	対象職員	有資格者を保育支援員として雇用した場合は対象となるか。 また、保育支援員として雇用していた者が年度途中に有資格となった場合はどうか。	本事業における保育支援者の定義は、保育士資格を有しない者となります。 そのため、有資格者は、年度途中に有資格となった場合含め、対象外です。
8	保育体制強化事業 【修正】	対象職員	現在、平成26年4月以降の採用で、4時間、5時間、8時間勤務の保育補助を雇用しているが、保育支援者の人数や、勤務時間に制限はあるか。	保育士資格を有しておらず、保育に係る周辺業務や園外活動の見守りを行う者であれば、勤務形態（常勤・非常勤）や勤務時間に制限はありません。 また、対象とする人数にも制限はありませんが、補助基準額は雇用人数に関わらず、１施設当たり~~10万~~11万7千円（スポット支援員を別に配置する場合は4万~~5千~~7千円加算）となります。
9	保育体制強化事業	対象職員	高齢者推進加算の申請に挙げている職員も保育支援者に該当するか。	対象外となります。 本業務に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象外となります。
10	保育体制強化事業 【追加】	対象職員	看護師や調理員も保育支援者の対象となるか。	保育士資格を有しておらず、保育に係る周辺業務を行う者であれば、看護師や調理員も申請していただけます。 なお、令和9年度からは、雇用契約書等に保育業務等を行う旨の記載が必要です。
11	保育体制強化事業	園外活動の見守り	区が認める交通安全に関する講習会とは何か。	警視庁等が主催する交通安全講習会以外にも、法人・施設内で実施する講習会や研修も対象といたします。

No.	対象事業	分野	問	答
12	保育体制強化事業	園外活動の見守り	区が認める安全に関する講習会について、修了証などの提出は必要か。	交付申請時に修了証を提出いただく予定であり、参考様式も事前にお示しする予定です（必ずしも当該参考様式を用いる必要はございません）。
13	保育体制強化事業	要配慮児童の受入れ	通所要件の療育支援機関とは、わかばの家に限られるのか。	大田区立こども発達センターわかばの家に限らず、指定障害児通所支援事業所等に通所する児童が対象となります。
14	保育体制強化事業	要配慮児童の受入れ	施設が要配慮児童を受け入れていれば、必ずしも保育支援者が要配慮児童の見守りを行っていなくても（別の者が見守る体制をとっていれば）加算されるのか。	本事業については、保育支援者を配置している施設において、保育支援者が要配慮児童の見守りを実施している場合につき区独自補助として1施設当たり月6万円を加算するものです。
15	保育体制強化事業	要配慮児童の受入れ	要件ウ（保育事業者から保育支援者に対して、要配慮児童への接し方、見守り方法等の必要な業務内容を事前に説明及び研修を行う）に関して、これらを行ったことがわかる挙証資料の提出は必要となるか。	申請及び実績報告とも提出は求めない予定ですが、資料については各施設で適切に記録・整理・保管してください。
16	保育体制強化事業	要配慮児童の受入れ	該当児童を受け入れているかどうかの確認方法・手続きはどのような流れになるのか。 また、療育支援機関等に通所されていることを伏せているご家庭もあると思うが、あくまで園が把握している範囲での申請となるのか。	要配慮児童の要件確認にあたっては、療育支援機関等に通所されていることがわかる資料を提出いただく予定です。 参考様式もお示しする予定です（必ずしも当該参考様式を用いる必要はありません）。 また、お見込みのとおり、園が把握している範囲での申請となります。通所の事実を伏せていると思われる場合でも、園から保護者へ事実確認を強く求めるようなことはお控えください。
17	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	平均経験年数を算定する基準日は。	保育補助者を複数配置している施設における平均経験年数については、4月1日を基準とします。 4月1日時点において補助対象経費に計上する保育補助者のいない施設において、4月1日以後に新たに補助対象経費に計上する保育補助者を雇い上げた場合、最初に雇い上げた日を基準とします。 なお、基準日以後に、新たに保育補助者を雇い上げるなどにより平均経験年数に変化が生じた場合であっても、当該年度においては当初に設定した補助基準額から変更しないこととします。
18	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	平均経験年数の算定方法は。 また、常勤・非常勤の別により経験年数の取扱いは異なるか。 経験年数が1年に満たない者については、0年として算定するのか。	平均経験年数については、補助対象経費に計上する保育補助者の従事年月数を合算した総年月数を上記保育補助者の人数で除して得た年数（6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨て）とします。 常勤・非常勤いずれの場合も上記のとおり取り扱うこととします。
19	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある者の経験年数の算定には、これまでの他の施設での従事期間も含むことは可能か。	他の保育所等において保育補助者として従事した経験がある場合には、職歴が確認できる場合、通算することも可能とします。 なお、職歴の確認方法については、「保育補助者実習等修了証明書」の証明年月日や職歴証明書、履歴書等をご提出いただく予定です。
20	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	「保育に関する40時間以上の実習」を受けた者について 保育補助者が勤務開始後に実習を受ける場合、平均経験年数を算定する基準日は。	勤務開始後に実習を受ける場合、実習を開始した日を基準とします。
21	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	経験年数は、保育補助者として従事している年数を指すのか。それともその保育所等に採用されてからの経験年数を指すのか。	保育補助者として従事した経験年数です。 複数の保育所等に勤務した場合、保育補助者として従事した合計の年数になります。 なお、保育支援者として勤務した年数は含めません。

No.	対象事業	分野	問	答
22	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	保育士を保育補助者として雇い上げる場合、保育士としての経験年数も含めて算定するのか。	保育士としての経験年数を含めて算定して差し支えありません。
23	保育補助者雇上強化事業	平均経験年数	本事業の対象外の施設・事業において、保育補助業務を行った経験年数は含めてよいか。	本事業の対象施設・事業（保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業）以外で勤務した年数は含めません。
24	１１時間開所保育対策費	要件の緩和	定員60名の施設は加算要件の緩和はなく、従来通り配置していなければ、加算対象外なのか。	今回の見直しは、定員61名以上の施設における「２名**同時**配置」の要件を緩和し、配置状況に応じた加算額を適用するよう改めたものであって、加算を受けるにあたっては配置が必要である点は、定員によらず同様です。そのため、定員60名以下の施設は、引き続き非常勤保育士１名の配置をお願いします。 また、定員61名以上の施設においても、２名配置が区の基準であることは従来通りですので、ご留意ください。
25	園外保育費 【修正】	対象経費・提出方法	対象経費はどのようなものが含まれるのか。 また、必要となる挙証資料の種類、提出時期は。	対象経費は原則としてバス借上げ費、旅費（下見含む）及び、チケット代及び活動材料費（現地での活動に直接使用する経費等）に限ります。 ただし、引率等に係る人件費、通常保育に要する経費及び一般的な事務用品の購入費等は対象外です。 なお、上記の対象経費は、児童分に限らず、保育士分も対象となります。 また、挙証資料の提出時期について、令和８年度分については、以下を予定しています。 【挙証資料】領収書等、支出が確認できる資料（経費の内容がわかるもの） 【提出時期】年数回に分けて提出依頼を行う予定 （１回目：令和8年10月頃、２回目：令和9年３月頃（提出が間に合わない場合は４月） 等）
26	園外保育費	対象経費	対象経費について、園外保育費の候補を複数個所下見した場合、選定されなかった候補地への下見費用も含まれるのか。	「園外保育の下見」を目的として所属長が認めたうえで実施された下見であると判断できる場合には補助対象となります。挙証資料として旅行命令簿等の提出を求める予定です。 ただし、提出のあった挙証資料を審査の上、対象外と判断する場合もありますのでご留意ください。
27	園外保育費	対象経費	下見終了後、職員が園に戻らず直帰した場合、下見地から自宅までの交通費は補助対象経費となるのか。	園外保育に係る旅費のうち、就業規則に定める各園で認定された通勤手当（通勤定期券等）の範囲と重複するものは補助対象外となります。
28	施設独自保育費・特別支援費	優先度	要支援児が在籍している場合、独自職員を「施設独自保育士加算」と「特別支援費（増員加算）」のいずれに充てるかについてはどのように判断するのか。優先順位などはあるか。 特別支援費（増員加算）の方が単価は高いが、施設独自保育士加算も40時間換算ができることで、職員の雇用時間次第で「どちらを取得するのが賢いか」ということになると思われる。 ※対象職員は支援児のサポート業務も行っているという前提。	施設独自職員による施設独自保育士(加算)と特別支援職員（増員加算）については、特段の事情がない限り、後者を優先して配置してください。
29	療育支援加算・特別支援費	優先度	療育支援加算対象職員を配置せず、特別支援保育費対象職員の配置をすることは可能か。	法外援護費の趣旨を鑑み、公定価格の療育支援加算対象職員を優先して配置してください。

No.	対象事業	分野	問	答
30	療育支援加算・特別支援費	兼任者	特別支援保育費の増配置や、施設独自保育士など月40時間の短時間勤務の職員について、他園との兼任で勤務する職員でも月40時間で勤務していれば加算の対象として申請可能か。	兼任先の園において、国の最低基準・各種加算対象職員・区独自加算・その他の補助事業のいずれかの対象に充てられている場合は、その勤務時間数に関わらず、本区の法外援護費の対象とはなりません。いずれの対象にも充てられていない場合は、申請可能です。 なお、職員配置は「専属」が基本であり、「兼任」を望ましいと考えていません。
31	療育支援加算	対象職員	公定価格の療育支援加算対象職員は単独での配置が必要となるのか。 重複できる加算はあるか。	単独での配置が必要です。
32	療育支援加算	対象職員	療育支援加算対象職員について資格の有無、勤務時間数の決まりなどはあるか。	※令和8年度より、療育支援加算の要件が見直される予定ですが、現時点で正式な内容が判明していないため、令和7年度時点の内容での回答です。 療育支援加算の適用における主任を補助する者に関しては、資格の有無は問いません。 また、当該加算が地域関係機関との連携や相談対応等、職員体制の構築と障害児保育の充実を目的として整備されていることを踏まえると、一定程度の時間数は確保していただく必要があると考えます。例えば、月に1・2回程度の勤務などは想定していません。 ただし、令和8年度に療育支援加算の見直しも予定されているため、明確な時間数は他自治体の状況等を踏まえて区として整理を行った後、改めてお示しします。
33	主任保育士専任加算	優先度	主任保育士専任加算（代替保育士配置）と区加算の取得に優先順位はあるのか。	主任保育士専任加算（代替保育士配置）が優先となります。 区の加算を取得するために公定価格の加算(職員増員)の適用申請を控えるといった運用は想定していません。
34	主任保育士専任加算	優先度	主任代替保育士を単独で1名配置することにより、例えば従来は保育士10名で区基準までの配置を満たしていたが、今後は保育士10名で区基準を満たさないというケースも生じるかと思われる。その場合の配置の優先度としては運営費請求事務マニュアルの17ページ目に記載のある通り「国の配置基準→国の加算（主任加算）→区の配置基準→区の加算」となるという理解でよいか。	配置の優先度についてはご認識のとおりです。
35	主任保育士専任加算	経過措置	主任代替保育士の単独配置についての施行日はR8年10月となっており、一方で運営費請求事務マニュアル18ページでも記載の通り、R8年度は経過措置として「施設独自保育士加算や欠員等対策費の支給基準を充足しない場合には、従来基準での判定による」とある。 この経過措置が適用されるのであれば実際の金額的なマイナス影響は皆無ということになるので、経過措置を用いるのではなく最初から施行日をR9年4月からにした方がシンプルだったかと思うが（または施行日まで半年あるのでR8年10月までを経過措置期間とし、10月からは新ルールで運用でもシンプル）、なぜ施行日を10月にしてそこから半年間の経過措置を設けるのか。	今回の見直しは、本項目含め保育士配置に係る事項を全体的に整理したものであり、改正施行日は一律令和8年4月となります。 一方、№20のご質問にもあるように、本項目の適用により、旧基準に従って4月の配置数を計画していた施設が、新基準では配置不足となるケースも想定されます。この場合、児童数及び常勤・非常勤の配置次第では、①区加算（例：11時間開所保育士費）が対象外となる、②施設独自職員を回すことで区基準の未充足（区加算の対象外）は回避できるが、施設独自保育士加算が対象外となる、③区基準に回すほどの施設独自職員（時間数）がおらず、区加算が対象外となり、施設独自保育士加算と欠員等対策費も要件不適格により対象外となる、など様々な影響が考えられます。 このため、新基準に適合する職員数を確保する期間として半年間を設け、さらに10月以降、新基準を満たさなかったとしても影響を最小限にするために（端的に言えば③を避けるために）、所定の経過措置を設けたものです。

No.	対象事業	分野	問	答
36	主任保育士専任加算	朝夕保育従事の緩和	主任保育士の朝夕保育従事の緩和について 「多様な働き方や職員の負担平準化等に資するシフト編成を可能とするため、主任保育士を一定程度、朝夕及び延長時間帯の必要保育士に充てることを妨げないこととする」とあり、『一定程度』を超えた場合には主任保育士専任加算が対象外になると認識しているが、この『一定程度』とはどの程度を想定しているのか。	本緩和の趣旨としては、従来、主任保育士の専任状況の審査方法の一つとして、「最も早く出勤する当番」または「最も遅くまで残る当番」に必要最低数として配置されていることの有無を確認していましたが、「2番目に早く出勤する当番」（あるいは「2番目に遅くまで残る当番」）の配置時間によっては、主任保育士が必要最低数となる時間（また実際に児童を受け入れる時間）は極めて短くなる場合もあることを踏まえ、特定の当番にあったことだけで非専任と判定することを見直したものです。 また、例えば施設職員自身の育児等の状況や各種研修の受講要請、その人数等によっては、早番遅番に従事できる人員が限られ、そこに早朝児童数の増加等が重なると、シフト編成に非常に苦慮するとの声も頂戴しています。 区としては、主任の専任要件は引き続き遵守する必要があると認識しており、特段の事情・状況下にもなく、主任を常態的に必要最低数となるような時間帯（当番）に配置することを容認するものではありませんが、斯様な意見も踏まえ、加算の適用に関しては、施設の置かれている状況も加味して、総合的に判断してまいります。 このことから、「一定程度」の判断においては、以下をご確認ください。 ・基本的にはやむを得ない場合に限り配置し、月2・3回程度に収まるよう努めてください。他の職員と遜色なくシフトに加わることなどは想定していません。 ・例えば早番に主任保育士が入った場合でも、順次職員が出勤した時点で、すみやかに当該職員と交代するなど、主任としての業務時間を最大限確保するための運用ルールを講じてください（「朝夕の時間帯」の上限については次項参照）。 ・特に予めシフト表に主任を入れる場合は、入れざるを得ない理由を記録しておくようお願いします。 ・区の基準職員数を満たしていない場合や、明らかに主任業務が滞っている(超過勤務が多い等)場合は緩和の対象外です。 ・国や東京都の見解が示された場合には、緩和が継続できない可能性があることを予めご了承ください。
37	主任保育士専任加算	朝夕保育従事の緩和	主任保育士の朝夕保育従事の緩和について 朝夕の時間帯とは、具体的にいつまでを指すのか。 例えば、弊社の朝番のシフトは6時半～15時30分（8時間勤務）だが、その時間帯は保育に従事して問題ないか。	具体的には、11時間開所時間の始め30分・終わり30分までを想定しています。 15分単位または30分単位の当番制で、最も早い当番から順に①②…とした場合、②または③の職員が出勤してくる時間までで、この時点で①の主任は交代し、保育からは外れられるよう配置いただく想定です（職員の指導等のため余剰人員として入ることは妨げない）。 ご質問のように、当番の時間帯すべてを指すものではありませんのでご注意ください。
38	主任保育士専任加算	朝夕保育従事の緩和	主任保育士を朝夕の当番に入れることに伴い、保育日誌を記入させることも可能か。	今回の緩和は、主任を担任と位置付けることを認める内容ではないので、本来クラス担任が担うべき保育指導計画の作成や保育日誌の記入を主任が恒常的に行うようになることは想定していません。
39	主任保育士専任加算	土曜保育の従事	土曜日に主任保育士を当番に入れることは可能か。年齢別児童数、利用時間の関係で、朝夕に限らず、開所時間を通して主任が最低必要数として配置される想定である。	今回の緩和では、開所から30分を超過して、あるいは開所時間を通じて主任保育士がクラスの当番に入ることは、土曜日といえど想定していません。土曜日の利用状況から、そのような勤務が見込まれる場合には、主任以外の保育士で担っていただくようお願いします。
40	みなし保育士	特定理学療法士等の配置に関する特例	「保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について」（令和8年4月8日付こ成保第329号、8文化初第177号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）により、特定理学療法士等を保育士とみなすことの取扱いに関する留意事項が示された。 当通知の内容以外に留意すべき点はあるか。	特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことを可能とする取扱いが示されましたが、以下のような運用は望ましくないと考えます。 ・特定理学療法士等の職員を含めなければ、国の基準職員数を満たさない場合 ・特定理学療法士等の主たる業務が専門的支援ではなく、保育従事に偏っている場合 ・特定理学療法士等の職員を必要保育士数に含めて、シフト編成を行っている場合 なお、法外援護費算定にあたっては、特定理学療法士等は除外します（従来の看護師等の取扱いと同様）。 また、看護師等の取扱いについては、従来通り（※）となります。 （※）【大田区私立認可保育園運営費請求事務マニュアル】P.15 現時点における区内の保育所については、上記の「特例的な運用」をしていなくとも基準を超える保育士数を確保していただいており、保育運用上も、法外援護費算定上も、本特例の適用は想定していません。 ただし、今後、一時的な緊急対応等で「特例的な運用」をせざるを得ない場合は、別途区担当まで相談ください。

No.	対象事業	分野	問	答
41	小学校接続加算	加算要件	本加算の要件とは何か。	具体的な加算要件は次のとおりです。ⅰ ～ ⅱ の要件を満たす場合と、ⅰ ～ ⅲ の要件を満たす場合で、加算される額が異なります。 ⅰ 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。 ⅱ 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。 ⅲ 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること。なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。 （公定価格FAQ №67 抜粋）
42	小学校接続加算	加算要件	現在、大田区において幼保小の架け橋プログラムに基づいた架け橋期のモデルカリキュラムが策定されていないと認識しているが、本加算の ⅰ ～ ⅲ の加算要件を満たし、いわゆる二段階目の加算を申請するための要件は具体的には何か。	現時点で、大田区において架け橋期モデルカリキュラムは策定しておりません。 現在、幼保小の架け橋プログラムの推進を主導する教育委員会において、大田区における架け橋期プログラムの考え方をお示しするとともに、架け橋期のカリキュラム作成の促進を目的とした作成ガイドの令和8年度中の策定に向けて検討が進められており、保育所を所管するこども未来部も連携して取り組んでいます。 これを踏まえ、令和8年度における小学校接続加算（要件 ⅲ）の認定にあたっては、施設が主たる進学先等の小学校と直接協議を行い、独自のカリキュラムを編成、あるいは編成に向けた具体的な取り組みを行っていることが挙証資料により確認できれば、ⅲ の要件を満たすものとして取り扱います。 また、要件 ⅲ に係る挙証資料は以下をご提出いただく予定です。 ・小学校の教員と実施した協議会等の議事録（参加者、開催日時、協議内容が明記されたもの）や写真等の記録 ・園と小学校で共同作成したカリキュラムの案または検討資料（教育課程の比較表、協議用のシート等） なお、令和9年度以降においては、令和8年度中に策定予定のガイドに準じて、小学校と協働してカリキュラムを編成、あるいは編成に向けた具体的な取り組みを行っていることを要件とする予定です。
43	小学校接続加算	協議会	要件 ⅲ を満たすには、年間最低何回の協議会開催が必要となるか。	回数ありきではなく、園と小学校がカリキュラム編成に向けた協議を計画的に実施していることが重要です。年度内に最低1回以上の協議会を開催し、その協議内容が5歳児から小学1年生の接続に関するものであり、具体的な編成検討に向けて話し合われていることが確認できれば、「具体的な編成に着手している」と認められます。目安としては、年2～3回程度の継続的な開催を想定しています。
44	小学校接続加算	協議会	協議会は、いつから開始すべきか。また令和8年度に初めて開始する場合、令和9年度にかけて協議を継続することで要件 ⅲ を満たすか。	協議開始の時期に制限はありませんが、可能な限り早期（遅くとも秋頃まで）に協議を開始することが望ましいと考えます。令和8年度に初めて協議を開始する場合、令和9年度以降も継続して協議を実施することで、「継続的な協議会」の要件を満たすと考えられます。ただし、令和8年度の3月時点で「編成に着手している」と確認できることが必要です。

No.	対象事業	分野	問	答
45	小学校接続加算	協議会	協議会において、具体的にどのような内容を話し合えば、要件iiiを満たすものと認められるか。	以下のような内容が想定されます。 ※下記はあくまで例ですので、下記の全ての事項について協議必須というものではありませんが、必ず「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」を参照のうえ、協議を実施してください。 ---------- ①期待する子供像の設定 ⇒架け橋期を通してどのような子供を育てたいか ②遊びや学びのプロセス ⇒期待する子供像の育成に向けて、子供の姿や発達を踏まえ、遊びや学びのプロセスをどのように深めていくのか ③園で展開される活動／小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等 ⇒期待する子供像の育成に向けて、園の活動と小学校の各教科等の教育内容や活動をどのようにつなげていくか ④指導上の配慮事項（先生の関わり、環境の構成・環境づくり） ⇒遊びや学びのプロセスを深めるため、先生の関わり、環境の構成や環境づくりとしてどのような工夫があるか ⑤子供の交流 ⇒交流を通した学びを深めるため、各園・小学校の年間の活動に、子供同士の交流などをどのように位置付けるのか。 ⑥家庭や地域との連携 ⇒期待する子供像について家庭や地域と共有し、どのように家庭と連携協働していくのか。 （「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」p.24～30から抜粋） ---------- 令和8年度においては、具体的なカリキュラム案の作成までは求めませんが、上記のような実質的な内容検討が記録に残っていることが要件となります。
46	小学校接続加算	小学校との連携	小学校との連携・接続については、卒園児が通学することが想定されるすべての小学校と行う必要があるのか。また、どのような協議を行えばよいのか。	全ての小学校と行う必要はありません。小学校区や、卒園児の主たる進学先と考えられる小学校との接続・連携を想定しています。5歳児から小学校1年生までの2年間（架け橋期）を対象に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとして、幼児期の教育と児童期の教育の円滑な接続を図るために小学校と連携して具体的に話し合いを行うことが重要です。 ※参考1 小学校と協働して策定する5歳児から小学校1年生のカリキュラム（架け橋期のカリキュラム）については、以下URLにある資料を参照ください。 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版） ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版） （公定価格FAQ №67 抜粋） ※参考2 令和8年度は、幼児教育センターが「架け橋期カリキュラム研修会」を開催予定です。
47	小学校接続加算	小学校との連携	園としては小学校との連携・接続を図っていきたいが、どのように調整行えばよいか分からない。その場合はどこに相談すればよいか。	本件については、教育委員会幼児教育センター（03-5744-1618）にご連絡ください。